

【みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業の目的】

学校に登校していない児童生徒や学校へ登校することに不安を抱えている児童生徒及びいじめ等により学校生活に困難を抱えるようになった児童生徒の社会的自立や自らの意思による学校復帰を希望する児童生徒への支援を目的として市町村が行う体制整備を支援する。

◆ケアハウスの活動イメージ

心のケアスーパーバイザー(必置):各サポート機能のコーディネート、関係機関との連携調整等

●主に学校に登校していない児童生徒・保護者への支援を行い、社会的自立や自らの意思による学校復帰に向けたサポートをする。

●ケアハウスの三機能

①教育相談窓口:「心サポート機能」

②社会的自立や学校復帰支援

:「自立サポート機能」

③学習支援 :「学びサポート機能」

ケアハウス



(家庭で学ぶ児童生徒へのICT支援)

■来所支援

- ・学校に登校していない児童生徒を受け入れてのサポート
- ・来所相談
- ・電話相談

■フリースクール等民間施設との連携

- ・フリースクール等民間施設での学習支援
- ・支援者対象の研修会
- ・保護者学習会
- ・ケアハウスからの支援員による相談



■学校支援

- ・教室に入れないで別室登校等をしている児童生徒へのサポート、教育相談



アウトリーチでの支援が可能

■家庭支援

- ・家庭で学ぶ児童生徒や保護者への支援
- ・家庭への訪問支援等



◆支援までの取組イメージ

効果的支援:アセスメントが非常に重要であることから、SC・SSWや関係機関等との連携は必須

①相談受付

◎学校や家庭からの相談を受付
(心サポートコーディネーター)

②情報分析

◎学校(SC・SSW含)や家庭、関係機関と連携し、情報共有・分析
(アセスメントの実施)

③ケースに応じた支援の検討

◎軽度の案件

- ・個別相談内容に応じた短期サポート
- ・学校・家庭・関係機関等への情報提供

◎重度の案件

- ・SC・SSWや関係機関及び学校とのケース会議の開催
- ・個に応じた支援計画の共有

④支援開始

◎SC・SSWや関係機関等及び学校と連携し、個別計画に応じた支援を実施

⑤社会的自立や
学校復帰